平成２６年（フ）第３５号
佐賀県佐賀市川副町大字南里492番地１　レピュート江口Ⅱ201
債務者　本村　孝弘
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３６号
佐賀県佐賀市川副町大字鹿江1071番地１
債務者　園田スマ子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
兵庫県西宮市山口町下山口１丁目７番３―202号、前住所兵庫県三田市つつじが丘南１丁目11番地５
債務者　勝野　貴子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２号
島根県邑智郡邑南町出羽293番地５
債務者　豊田　和嗣
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第１３３号
北九州市若松区古前２丁目２番９号
債務者　竹田　玲子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６４号
青森県むつ市大平町５番54号
債務者　川上　和美
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８６号
さいたま市桜区桜田２丁目26番15号
債務者　高橋ひろみ
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１４３号
神戸市垂水区西舞子４丁目15番23号
債務者　徳留ふき子こと　徳留富生子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４１号
兵庫県三木市緑が丘町東２丁目３番地の９
債務者　杉江　公子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５５号
神戸市北区有野台１丁目６番Ａ12棟501号
債務者　前田登志子（旧姓堀井）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６６号
神戸市長田区前原町２丁目３番７号　草場マンション201号
債務者　棚倉　美香
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３２号
北九州市若松区藤ノ木１丁目７番18号
債務者　斎藤　宣男
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３５号
鹿児島県肝属郡肝付町前田1250番地
債務者　寒水　信一
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
広島県府中市高木町1047番地２
債務者　玉井　武政
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第７１号
広島県府中市広谷町886番地３
債務者　楢崎　義枝
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２５号
神奈川県横須賀市追浜本町２丁目33番地　ハイツ天神105
債務者　大貫　誠二
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第４２号
青森県むつ市大字田名部字槌川目48番地２
中村借家、住民票上の住所青森県むつ市大字田名部字槌川目48番地１
債務者　鈴木　　薫
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係